

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途

消費税率の改定に伴う地方消費税交付金の増収分は、消費税法第1条第2項に規定する「社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和3年度の「南大隅町一般会計決算」における社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 93,679 千円

(歳出)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられている施策に要する経費
511,998 千円

単位:千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	町債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源交付金)	その他	
社会福祉	重度心身障害者医療費助成事業	24,325	11,962	0	400	10,000	1,963
	自立支援医療事業	268,768	201,576	0	0	60,000	7,192
	保育所措置事業	218,905	157,001	0	4,168	23,679	34,057
合計	511,998	370,539	0	4,568	93,679	43,212	